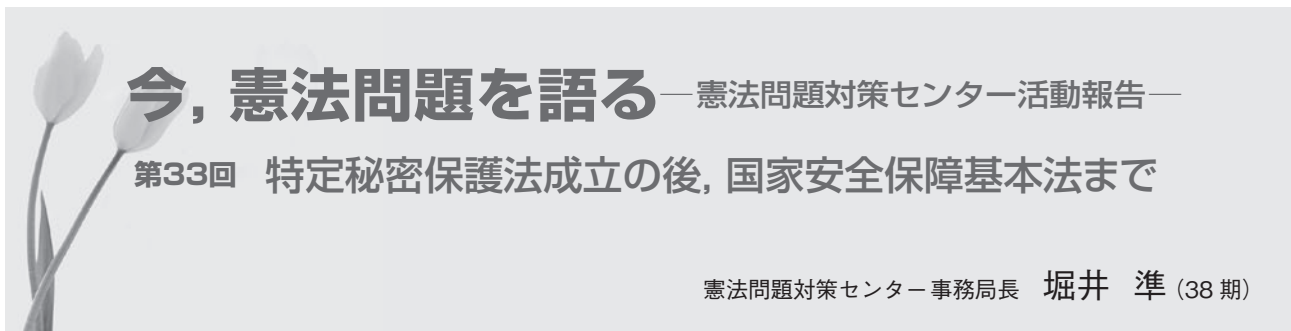




今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第33回 特定秘密保護法成立の後、国家安全保障基本法まで

憲法問題対策センター 事務局長 堀井 準 (38 期)

2013 年（平成 25 年）12 月 6 日、特定秘密保護法が成立した。多くの国民が反対し、弁護士会、言論界、各学会等も反対していたにも拘わらず、衆参両院共に十分な審議を尽くさず強行採決によって成立させた。この法律は、膨大な情報を長期間国民及び国会議員の目から隠し、一般国民をも重罰の対象とし、司法による救済も遮断する悪法であって早期の改廃を目指すべきである。

政府は次に防衛大綱を見直し、「積極的平和主義」を基本方針として明記し、武器輸出禁止三原則の見直し、島嶼上陸体制の確立、弾道ミサイルへの対処能力向上等を盛り込む予定である。これは数十年も続いてきた専守防衛政策を崩す契機と位置づけられる。

次に、今春には「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」による、集団的自衛権行使を容認する答申が出される予定である。

極めつけは、本年の通常国会会期中に上程されると言われている国家安全保障基本法である。LIBRA2013 年 8 月号にも紹介されているが、第 2 条 2 項 4 号で「国連憲章に定められた自衛権の行使については、必要最小限度とすること」として集団的自衛権の行使を認め、第 10 条で集団的自衛権の行使方法について定める。更に、第 11 条で「我が国

が国際連合憲章上認められ、又は国際連合安全保障理事会で決議された等の、各種の安全保障措置等に参加する場合には」と定め、集団的自衛権行使すら超えた多国籍軍等への参加も認めている。

この他、第 12 条では武器輸出を正面から認め、第 4 条では国民の安全保障施策協力義務を、第 3 条 2 項では国が「教育、科学技術、建設、運輸、通信その他内政の各分野において、安全保障上必要な配慮を払う」ことを、第 8 条では自衛隊の治安活動を認めることなどを定めている。

この法律は、憲法改正手続によらないで、憲法上行使が許されないとされていた集団的自衛権等（多国籍軍参戦を含む）の行使を認め、従って専守防衛を放棄し、法律による実質的改憲を目指すものに他ならない。更に、この法律は、国全体、国民の生活全般にわたって「安全保障」という重苦しい枷を課し、自衛隊の治安活動によってその枷を維持させようとする代物である。国民の基本的人権の擁護を使命とする弁護士会は、こうした戦時体制確立を目指す立法改憲の動きについては厳しく反対していかなければならない。

来る 2014 年 2 月 14 日には、国家安全保障基本法についてのシンポジウムが開かれるので、会員の多数が参加されることをお願いしたい。

お知らせ

シンポジウム「法律で憲法を変える？」～国家安全保障基本法とはなにか？～

【日時】2014 年 2 月 14 日（金）午後 6 時～8 時 30 分

【場所】弁護士会館クレオ A

第 1 部 「基調講演」（伊藤真当会会員、日弁連憲法委員会副委員長）

第 2 部 現場からの報告「専守防衛、踏み越える自衛隊—安倍政権の狙いとは」（半田滋氏、東京新聞編集委員）

第 3 部 「質疑応答」

*問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205